

# 訴 状

2004年3月29日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 荒 木 昭 彦

同 古 本 春 英

同 森 川 真 好

千葉県千葉市×××

原告 沓 沢 志 宣

東京都田無市×××

原告 久 米 治 彦

東京都多摩市×××

原告 沼 倉 潤

東京都大田区×××

原告 小 松 秀 行

東京都杉並区×××

原告 藤 巻 幹 芳

千葉県八日市市×××

原告 椿 茂 雄

千葉県茂原市×××

原告 金 坂 賢 二

千葉県袖ヶ浦市×××

原告 安 田 賢 一

栃木県塩谷郡×××

原告 森 広 治

静岡県引佐郡×××

原告 森 下 茂

長崎県長崎市×××

原告 末 續 賢 一 郎

長崎県長崎市×××

原告 鈴 木 功

(送達場所)

〒105 0001

東京都港区虎ノ門1丁目17番3号 第12森ビル5階

東京芝法律事務所 電話03(3591)3421

FAX03(3591)3487

原告ら訴訟代理人

弁護士 荒 木 昭 彦

〒160-0006

東京都新宿区舟町1番12号 MKビル4階

五月共同法律事務所 電話03(5363)2485

FAX03(5363)2486

原告ら訴訟代理人

弁護士 古 本 晴 英

〒105 - 0001

東京都港区虎ノ門3丁目16番7号 ピュア虎ノ門ビル1階  
虎ノ門シティ法律事務所 電話03(5404)7388  
FAX03(5404)0607

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 川 真 好

〒100 8798

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番2号

被 告 日 本 郵 政 公 社  
代表者総裁 生 田 正 治

地位確認等請求事件

訴訟物の価額 金11,400,000円

貼用印紙額 金56,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対して、原告らに対する日本郵政公社職員勤務時間、  
休息、休日及び休暇規程運用細則の適用に関し、
  - (1) 平成16年2月8日施行前第21条の適用を受ける地位にあること
  - (2) 同日施行の別表4に追加された「10深夜勤」「8深夜勤」の勤務に従事する義務のないことを、それぞれ確認する。
- 2 被告は、原告沓沢志宣、同久米治彦、同小松秀行、同藤巻幹芳、同椿茂雄、同金坂賢二、同安田賢一、同末續賢一郎、同鈴木功に対して、原告らに対する日本郵政公社職員勤務時間、休息、休日及び休暇規程運用細則の適用に関し、平成16年2月8日施行前第8条の適用を受ける地位にある

ことを確認する。

3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告らは、いずれも被告において、郵便内務作業に従事するものであり、各原告の勤務する郵便局は次のとおりである。

久 米 治 彦	東京中央郵便局
沼 倉 潤	成城郵便局
小 松 秀 行	世田谷郵便局
藤 巻 幹 芳	新宿郵便局
沓 沢 志 宣	京橋郵便局
椿 茂 雄	千葉中央郵便局
金 坂 賢 二	千葉中央郵便局
安 田 賢 一	千葉中央郵便局
森 広 治	宇都宮中央郵便局
森 下 茂	浜松郵便局
末 續 賢一郎	長崎中央郵便局
鈴 木 功	長崎中央郵便局

### 2 規定の不利益変更

被告は、平成16年2月8日施行により、被告就業規則の一部である「日本郵政公社職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程運用細則」(以下「運用細則」という)を変更し、勤務時間、休憩に関する規定を大幅に不利益に変更した。

具体的には、

(特例休息制度の廃止) 深夜勤務、夜間勤務における休息時間の特例を廃止し、実質労働時間を増加させる(運用細則8条の変更)。すなわち、特例休息については、改訂前勤務時間等規程運用細則第8条において、勤務4時間中に15分の休息があるほか、別途に特例で定める休息があったが、このような特例休息を廃止し、休息時間を短縮した。

ただし、原告森下茂、同沼倉潤、同森広治に対する関係では休息時間の短縮とはならない。

(勤務時間の短縮措置制度の廃止) 改訂前の新夜勤及び調整勤務において認められていた勤務時間の短縮措置を廃止し、勤務時間を増加させる(運用細則21条の削除)

(深夜勤制度の新設) 「深夜勤」制度を新設し、暦日をまたいで、例えば、「午後10時～翌日午前6時45分」という連続8時間(8深夜勤)もしくは、例えば、「午後9時～翌日午前8時」という連続10時間(10深夜勤)の深夜勤務を命ずることができるようにする(運用細則別表4に追加)

### 3 上記変更の不利益性

#### カット時短の廃止 総勤務時間の増加

運用細則の改訂前には、「新夜勤」に伴う勤務時間の調整のため、調整勤務において深夜労働の過酷さに配慮して勤務時間の縮減が行われていた。ところが、今回の改訂で、この縮減が廃止され、10時間勤務(11時間拘束)の「調整日勤」や「調整夜勤」に従事しなければならなくなった。結果として、一回2時間勤務時間が伸びた場合、ひと月に合計10時間から12時間、年間では勤務時間が一挙に150時間も増える計算となり、その不利益性は明らかである。

#### 特例休息の廃止

上記のように特例休息の廃止は、深夜勤務、夜間勤務における休息時間を短縮するものであるから、実質労働時間を延長するものであり、その不利益性もまた明らかである。

#### 「深夜勤」実施の不利益性

##### ア 深夜帯労働時間の連続性

いわゆる「新夜勤」は、暦日2日に渡る労働を継続して行うもので、例えば、1日目午後4時45分から午後10時45分までの勤務を行い、深夜0時を過ぎて、翌日の午前1時15分から午前9時15分まで勤務を行うといった種類の勤務形態である。

いわゆる「新夜勤」では、前日の労働と翌日の労働との間に、一定の仮眠時間を設けることが労使間で合意されており、その仮眠によっ

て一定の疲労を回復することができた。

しかし、運用細則改定によって新たに導入された「深夜勤」は、暦日を超えて、一日の労働を継続させるものとして制定されており、8時間ないし10時間の勤務の途中仮眠をとることができない。

そのため、深夜における長時間労働による回復困難な疲労を著しく蓄積させることになる。

#### イ 深夜帯労働日の連続性

上記のように「深夜勤」の実施により、深夜帯に8時間あるいは10時間の1日分の勤務を連続して（連夜）行わなければならなくなった。

これまでの「新夜勤」においては、2日分の勤務を深夜帯に連結させて深夜労働をしていたため、勤務指定上4週間に6回以上夜間帯勤務を行うことはできず（また、労使確認により4週間で一人平均5回以内までとの制限があった。）現実の勤務指定においては、「新夜勤」明けの日はもちろん勤務の必要がなく、その翌日も非番や週休をあてることにより、深夜帯勤務の疲労回復を図ることができた。

ところが、「深夜勤」においては、8時間ないし10時間の深夜帯勤務を2晩以上連続して勤務するなどしなければならなくなった。

労働者は、深夜帯勤務を終えて朝方自宅に帰宅し、再びその晩、あるいは夕刻からの勤務に備えなければならない。また、連続した深夜帯勤務を終えても、翌日に非番や週休があてられるとは限らない。

したがって、十分な休養、疲労回復ができず再び出勤することとなり、疲労の蓄積が著しい。殊に、通勤時間に相当な時間を要する労働者の場合は、文字通り「家に寝に帰る」だけの生活が強いられることとなる。

#### ウ 不規則な勤務時間

「深夜勤」制度においては、深夜帯における連続勤務のほかに、早出勤や通常の夜勤、さらにはこれまでの2日分の勤務を連結させた「新夜勤」を複雑に組み合わせる勤務指定がなされ、不規則に深夜帯勤務を指定されるものである。

したがって、一定の生活リズムを作ろうと考えても、到底困難で、生活リズムを破壊し、慢性的な睡眠不足に陥るなど、肉体的、精神的

苦痛をもたらすものである。

上記のように、これまでの深夜帯勤務において認められていた特例  
休息の廃止、勤務時間短縮措置の廃止とあいまって、深夜帯に連続長  
時間の勤務を強いられることになり、「深夜勤」制度で実施される深夜  
帯労働は、肉体的、精神的に過酷な労働である。

#### エ 深夜帯勤務の増加と昼間帯勤務の減少

「深夜勤」制度の導入により、深夜帯で勤務する時間の割合が多く  
なったのは当然であるが、深夜勤務の総回数も増加した。「深夜勤」だ  
けで一勤務指定(4週間)の中で8回の10時間「深夜勤」を行う者、  
これに加えて、これまであった「新夜勤」の回数制限がなくなったた  
めに深夜勤と新夜勤を合わせて6回以上の「深夜勤務」を行う場合も  
あり、これに調整夜勤や調整日勤が加わるため、通常の8時間の昼間  
勤務をすることがほとんどない者も現れており、労働時間全体として、  
夜間帯に働くことが多くなっている。

そのため、「早勤」、「夜勤」の時間帯がいずれも昼間を避ける方向に  
時間が変更された。例えば、「早勤」は朝の6時半からの開始(従前は  
7時開始)、「夜勤」は夜10時終了(従前は9時半終了)などである。

#### オ まとめ

以上見てきたとおり、深夜勤の導入は、原告ら労働者の健康破壊を  
もたらすものであり、その不利益性は明らかである。

#### 4 就業規則変更の無効

上記のような原告ら労働者に不利益な就業規則(その一部をなす運用細  
則)の変更は無効であり、原告ら労働者を拘束するものではない。

#### 5 よって、原告らは請求の趣旨記載の判決を求めて本訴に及ぶ。

## 証 拠 方 法

- 1、甲第1号証 「日本郵政公社職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程運用細則」の新旧対照表

## 付 属 書 類

- 1、訴状副本 1通
- 2、甲第1号証の写し 各1通
- 3、訴訟委任状 12通